

●香川県選挙管理委員会告示第18号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号の規定により不在者投票を行うことができる施設として指定した医療法人社団有史会ルカ病院について、令和2年10月26日その指定を取り消したので、平成19年香川県選挙管理委員会告示第13号（不在者投票を行うことができる施設として指定した施設）の一部を次のように改正する。

令和2年11月6日

香川県選挙管理委員会委員長 藤 本 邦 人

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
1 病院			1 病院		
名 称	所 在 地	指定年月日	名 称	所 在 地	指定年月日
略			略		
医療法人財団博仁会キナシ 大林病院	略		医療法人財団博仁会キナシ 大林病院	略	
かがわ総合リハビリテーシ ョン病院	略		<u>医療法人社団有史会ルカ病 院</u>	<u>高松市番町2-12- 5</u>	<u>昭和57年7月29 日</u>
略			かがわ総合リハビリテーシ ョン病院	略	
略			略		
2～5 略			2～5 略		